

御嵩町一般廃棄物最終処分場を使用する時の注意点

- ・搬入できるがれき類は、瓦、コンクリート、陶磁器、ブロック、タイルです。
- ・鉄くず、木くず、紙くず等は搬入できません。(投棄前に分別してください。鉄筋コンクリートについては事前に破碎し、コンクリートと鉄とに分別してください。)
- ・土砂、鉄、プラスチック等の不純なものは事前に落としてください。(瓦を連結する針金等)
- ・投棄日は毎月、第2金曜日・第4日曜日のみです。
- ・投棄申請は、投棄日の10日前までには担当課へ行ってください。
- ・投棄の許可前に投棄されるものの確認・検査を行います。検査前に瓦などは全て屋根から降ろしてください。
- ・搬入ができなくなった場合は速やかに担当課までご連絡ください。
- ・事業所から出た不燃物の投棄はできません。
- ・業者への搬入依頼は行わないでください。
- ・やむを得ず業者のトラックを借りる場合は業者名を隠して搬入してください。

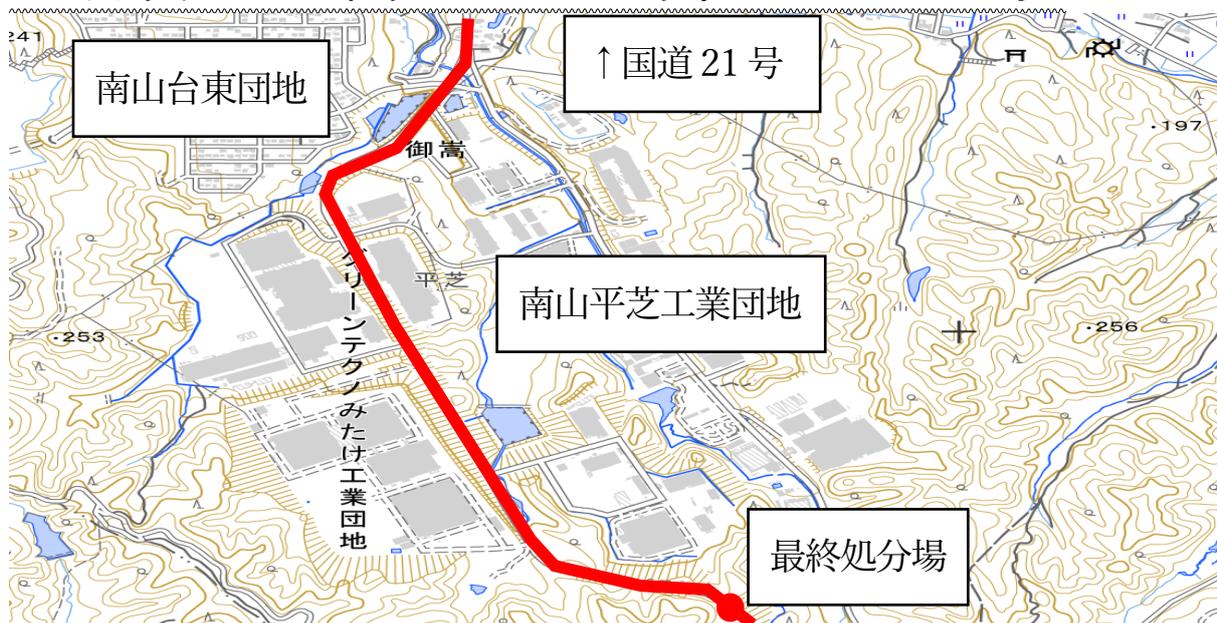
不燃物投棄に係る料金 (平成26年4月より料金を一部改訂しております。)

搬入車両の積載量	単 位	金 額
1.0トン以下	1台につき	1,100円
1.0トンを超え2.0トン以下		2,200円
2.0トンを超え3.0トン以下		3,300円
3.0トンを超え4.0トン以下		4,400円

※軽トラック、乗用車については0.5トンに換算します。

建設業者などが、事業活動において排出した建設廃材は産業廃棄物にあたります。御嵩町一般廃棄物最終処分場はご家庭から排出したガレキ類を搬入する場所であり、業者から排出されたものについての搬入はできません。(事業活動=小屋等の解体及び破碎、搬入等の活動)

一般家庭から出たものが対象になります。



お問合せ先

御嵩町役場住民環境課 (67-2111 内線 2105・2106)